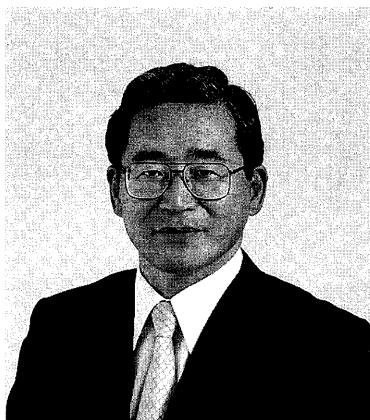


鹿児島県 人権教育・啓発基本計画

(平成23年9月2日一部変更)

平成17年（2005年）1月
鹿児島県

はじめに



本県においては、平成11年3月に「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画を策定し、この行動計画に基づき、これまで人権教育・啓発施策の積極的な推進に努めてまいりました。その結果、人権に対する県民の意識は高まってきておりますが、現在においても、同和問題や女性に対する暴力、高齢者や子どもなどに対する虐待などの人権問題が依然として存在しているほか、近年、インターネット等による新たな人権侵害の発生や犯罪被害者等の人権に対する関心の高まりなど様々な状況の変化が顕在化しております。

このため、県では、人権課題に取り組んでいる関係団体や有識者等で構成する「県人権教育・啓発基本計画検討委員会」の皆様や広く県民の皆様の御意見等も伺いながら、新たに平成17年以降の本県における人権教育・啓発施策の指針となる「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後、この基本計画に基づき、学校、家庭、地域社会、企業、関係団体、ボランティア・N P Oなどあらゆる機関・団体等と緊密な連携を図りながら、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現できるよう取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、この基本計画の策定に当たり御尽力を賜りました県人権教育・啓発基本計画検討委員会の皆様や貴重な御意見・御提言をいただきました県民の皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

平成17年（2005年）1月

鹿児島県知事 伊藤 純一郎